

# 令和5年度 渋谷区立富谷小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等、当該児童等が関わっている仲間や集団(インターネット上も含む。)など、当該児童等と何らかの人間関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味します。

〈具体的ないじめの例〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・メール、インターネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。
- ・服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。 など

## 2 いじめ防止に向けた本校の方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ子供はいない。」という基本認識に立つ。同時に、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを子供たちが認識できるように指導していく。また、「自分も周りの人も大切に温かな学級」「居場所のある学級」を目指す教室の姿とし、子供たちにとって心理的安心感、自己肯定感、自己有用感、そして自己存在感のある学級づくりの推進を図る。

以上の考えを形にしていくために、組織的な校内体制を確立するとともに、いじめ防止に向けて、子供たち自身が主体的に考え行動できるように育てていく。同時にいじめ防止を、家庭や地域社会との協働活動の重要課題と位置付け、渋谷区及び渋谷区教育委員会、その他関係機関との連携を密に行い、「未然防止」「早期発見」「事実確認」「早期対応」のサイクルの確立に努め、いじめのない学校づくりに全力で取り組む。

### 3 いじめ防止等への本校の取組

#### (1) 渋谷区立富谷小学校「いじめ防止基本方針」の策定

国のいじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例、渋谷区いじめ防止等対策推進条例、そして、渋谷区いじめ防止基本方針に基づく。

#### (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止に関する措置を適切に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

【構成】校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認めるものとする。

【設置期間】委員会は常設の機関とする。

【実施日等】原則月1回実施する。また、懸案事項が起こった際には迅速に会を招集する。

#### (3) 観点ごとの取組

##### 未然防止

##### ① いじめに関する教員研修の実施

- ・ 渋谷区のでいじめ防止等対策推進条例・いじめ防止基本方針に関する研修を実施する。
- ・ 「いじめ総合対策—2次・一部改訂—」（令和3年2月東京都教育委員会発行）の上巻「学校の取組」及び下巻「実践プログラム」に関する研修を年間3回実施する。

##### ② 学級・学年経営の充実

- ・ 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、互いのよさや違いを認め合える授業及び学級・学年、専科経営の実現を目指す。
- ・ 子供一人一人の人格を尊重し、呼び捨て、あだ名で呼ばず、「さん」をつけて呼名する。
- ・ 児童が学習に対する達成感・成就感を味わえるようにし、自己有用感と自尊感情を育む。
- ・ 富谷プランを活用し、担任や指導者の違いによる児童の生活や学習への戸惑いをなくす。
- ・ 子供たち自身が主体的に考え、話し合い、活動できる場を設定し、学校内外での出来事を、自分ごととして捉えることができるようにする。

##### ③ 心の教育・いのちの大切さを学ぶ機会を重視した取組

- ・ 特別の教科 道徳を中心に、いじめ防止に関する内容に関わる授業を実施し、子供たちの思いやりの心などの心情を育む。
- ・ 「人権教育プログラム」（東京都教育委員会発行）を活用した人権教育を様々な教育活動で実施していく。
- ・ 「SOS の出し方に関する教育」を、5年生で実施する。

##### ④ 情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の実施

- ・ セーフティ教室等を活用し、安全にインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けられるようにする。
- ・ 家庭と協力してタブレット端末等の使用ルールを守るように指導していく。
- ・ 情報モラル、情報リテラシーの啓発活動、デジタル・シティズンシップ教育を進める。

## ⑤ 組織的な取組

- ・ 毎週木曜日の生活指導夕会では、学級の状況や配慮を要する児童について情報を共有し、よりよい指導法について協議する。
- ・ 「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、多くの教職員が目で常に情報交換をする。

## ⑥ 子供たちからの意識の醸成

- ・ 代表委員会等での計画のもと、子供たち自身で考え話し合うことで、いじめを起こさない意識を子供たち自らがもてるようにしていく。

## ⑦ 保護者及び地域との連携強化

- ・ 保護者会や道徳授業地区公開講座等でのいじめに関する対応について話し合う機会をもつ。
- ・ PTA や学校運営協議会で適宜、本校での生活指導に関する内容について話し合い、いじめ等の未然防止に努める。

## 早期発見

### ① アンケートやチェックリスト等の活用

- ・ 「いじめ等の未然防止と早期発見のためのアンケート」や「心の健康チェックリスト」、「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、少しでも気になる内容は、個人情報取り扱いに考慮しながら関係者で共有し対応する。また、教育ダッシュボードを活用し、児童の心の状態の把握に努める。

### ② 面接・面談の実施

- ・ スクールカウンセラーとの全員面談(5学年)を早い段階で実施する。その情報を学校いじめ対策委員会で共有し、必要に応じて対応を行う。
- ・ 個人面談や家庭訪問等を通じて、保護者が相談しやすい環境を整備する。

### ③ 環境設定

- ・ 相談室だより等の発行により、保護者がスクールカウンセラーと相談しやすい環境を整備する。
- ・ 看護当番を中心とした校内巡回等により、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。

### ④ 放課後クラブ・PTA・地域・関係機関との連携

- ・ 放課後クラブと常に連携し、放課後における児童の様子について把握する。
- ・ PTA、民生委員、同窓会、子ども家庭支援センター、教育相談等の関係機関との連携を密にし、様々な件に関する情報交換の実施、早期発見を心掛ける。

## 事実確認

### ① いじめ対策委員会での確認及び協議・実行

- ・ いじめやいじめの疑いを把握した場合には、学校いじめ対策委員会において事実確認の方策を協議する。
- ・ 教職員は役割分担を行い、関係する子供等への聞き取りや、アンケートの実施等を通じて、事実の詳細を確認する。
- ・ 確認した事項に基づき、学校いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を

決定する。

- ・ 学校いじめ対策委員会での協議事項や、事実確認した事項等については、本校において定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

## ② 関係機関及び保護者との情報共有

- ・ 確認した事実関係と今後の対応方針について、区教委への速やかな報告及び指導・助言を得るとともに、関係する保護者との情報共有を行う。

## 早期対応

### ① 関係する子供等への対応

- ・ いじめを受けた子供等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた子供等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと、いじめを行った子供等に毅然とした態度で指導を行うが、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- ・ いじめを見ていた子供等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導する。

### ② 保護者及び関係機関との対応

- ・ いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進めていく。
- ・ 状況に応じて、学校だよりや保護者会の開催等により保護者と情報を共有する。
- ・ 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察と相談・連携して対応する。
- ・ 子ども家庭支援センターや SSW(スクールソーシャルワーカー)等による家庭支援など保護者等への相談支援体制を整備する。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事案の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

- ① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の報告及び対処

- ① 重大事態が発生した場合には、校長が直ちに渋谷区教育委員会に報告するとともに、渋谷区教育委員会と協力し一体となって対応する。
- ② 重大事態が発生した場合には、東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。